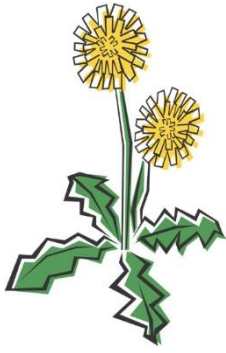


# 市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将



〒381-1231  
長野市松代町松代908  
電話：026-278-3555 FAX：026-278-3540  
e-mail：[ima@ichiba-sr.com](mailto:ima@ichiba-sr.com) URL：[www.ichiba-sr.com](http://www.ichiba-sr.com)

## 新型コロナウイルス感染症対策 で利用可能な厚労省の助成金ま とめ（3月10日時点、4月8日 追加事項あり）

### ◆影響拡大を受け相次いで対策を公表

2月27日になされた政府の休校・自粛要請により、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大しています。3月10日に発表された緊急対策第2弾までの内容から、雇用維持・事業継続のために活用できる助成金を紹介します。

### ◆雇用調整助成金

業種を問わず、受注量が減ったり、行政の要請で事業所を閉鎖したり、労働者が発症したため自主的に事業所を閉鎖したり、労働者が子の世話のため休暇を取得し生産体制の維持等が困難になった等、影響を受ける事業主が対象です。

特例により、直近1カ月の生産指標が前年同期比10%以上減で受給でき、雇用期間6カ月未満の労働者も対象となるほか、過去1年以内に本助成金を受給していても受給できます。支給限度日数も、1

年間で100日（3年間で通算150日）の制限とは別枠で受給可能となっています。

助成額は、休業手当、教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向元事業主の負担額の3分の2（大企業は2分の1。1人1日当たり上限8,335円）です。

休業等を実施したのち必要書類を労働局に提出して支給申請を行います。

～追記（4月8日時点）

4月1日より特例措置が拡大される予定です。別紙資料を同封します。

### ◆時間外労働等改善助成金〔テレワークコース〕

就業規則等を作成・変更し、2月17日から5月31日までの間にテレワークを新規で導入し、実施した労働者が1人以上いれば対象となります。

助成額は対象経費合計額の2分の1（上限100万円）で、対象経費には、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費があります（パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外。web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作

するための機器等が対象)。

5月29日までに必要書類をテレワーク相談センターに提出して取組みを実施したのち、7月15日までに支給申請書等を提出します。

#### ◆時間外労働等改善助成金〔職場環境改善コース〕

3月25日までに就業規則に特別休暇の規定を新設・施行すると対象となります(来年度新設予定の「働き方改革推進支援助成金」で5月31日までの同様の取組みを助成予定ですが、詳細未詳)。

補助率は、4分の3(30名以下かつ対象ソフト・機器等の購入経費が30万円を超える場合は5分の4)か50万円のいずれか低いほうとなります。

申請は、3月13日までに必要書類を労働局に提出(3月14日以降に交付申請されたものは、4月以降に交付決定)して取組みを実施したのち、3月25日までに支給申請書等を提出します。

#### ◆小学校休業等対応助成金

小学校等(放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認可外保育施設等を含む)の臨時休校等により、3月31日までの間に子の世話を行うため労働者(祖父母や里親等含む)に、年次有給休暇とは別に休暇(半休、時間休を含む)を、年次有給休暇取得時同様、有給で取得させると、対象となります。

助成額は、支払った賃金相当額(日額上限8,330円)です。

3月10日時点で申請期間や手続きは未

定で、詳細が固まり次第厚労省ホームページ等にて公表される予定です。

～追記(4月8日時点)

休暇取得期限が延長し、令和2年4月1日～6月30日までに取得した休暇も対象となります。

【厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)

### テレワーク導入への自宅環境は?～リクルート住まいカンパニー調査より

#### ◆調査の概要

株式会社リクルート住まいカンパニーが2月25日、東京・神奈川・千葉・埼玉・群馬・茨城・栃木・長野・山梨に住居を置く20歳～64歳の会社員(正規・非正規問わず)・公務員・自営業・自由業等の男女に実施した、「テレワーク(リモートワーク)×住まいの意識・実態調査」の結果を公表しました。

#### ◆テレワークの実施率

テレワークの実施については、17%が既に「実施中」、28%が「導入を考えている・興味がある」、55%が「興味がない・仕事の性質上無理」と回答しています。

職種別にみると、実施中で多いのが「企画/マーケティング」(38%)、「Web/クリエイティブ系」(30%)、「エンジニア」「営業」(ともに24%)、「事務・経理・総務・人事」(16%)と続きます。公務員でも12%が導入済です。

「導入を考えている」との回答で注目

すべきは、「事務・経理・総務・人事」で、34%が興味があるとしています。HRテクノロジーの発展により、事務系は確実にテレワークができる環境が整いつつあるようです。

#### ◆自宅環境整備の実施率

##### ・テレワーク実施場所

最も多かったのは、「リビングダイニング」(59%)で、そのうち専用のスペースがあるのは20%。その他、「書斎等専用ルーム」(19%)、「カフェ・喫茶店」(12%)、「寝室・ベッドルーム」(10%)と、圧倒的に自宅で働く人が多いようです。

##### ・自宅環境の整備

テレワーク実施にあたり、自宅を仕事に適した環境に整えたかという質問では、70%が「環境を整えた」と回答しています。その内容として、「仕事の資料・PC置き場・収納スペースを作った」(28%)、「ネットワーク環境を整えた」(26%)、「モニター・プロジェクター等用意した」(24%)が挙がり、金額的には、10万円以下を費やした割合が64%と過半数を超えています。

#### ◆その他

賃貸住宅居住者に至っては、現在の住宅にシェアオフィスやコアワーキングスペースが備わる場合、66%が「家賃が上がっても良い」と回答しています。また、テレワークをきっかけに、「引越しをした」割合が10%、また「前向きに検討している・してみたい」と回答した割合が42%ありました。

今夏の東京オリンピックに向けて、テレワークの導入検討・準備を進めていた企業は多かったと思います。そんな矢先、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、大企業を筆頭に前倒しでテレワーク導入を始めた企業が多くみられます。急ピッチでの整備が求められます。

【リクルート住まいカンパニー「「テレ

ワーク×住まいの意識・実態」調査結果】

<https://www.recruit-sumai.co.jp/press/2020/02/70.html>

## 求人不受理の対象が追加されます！

#### ◆今月3月30日から施行

原則、ハローワークや職業紹介事業者は、すべての求人を受理しなければなりません。①内容が法令に違反する求人、②労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當な求人、③求人者が労働条件を明示しない求人のいずれかに該当する求人については、例外的に受理しないことができます。

今回、改正によって、④一定の労働関係法令違反の求人者による求人、⑤暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者による求人、についても受理しないことが可能になりました。

#### ◆求人者に求められる自己申告

職業紹介事業者は、求人者に対して自己申告を求めることができます。ちなみに、「私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません」と記載された自己申告書が厚生労働省から出されています(事業所名・所在地・代表者名、チェックシートへの記入が求められます)。

求人者が自己申告を行わなかった場合にも、求人を受理しないことができます。

また、求人者が事実と相違する自己申告を行った場合、都道府県労働局が勧告・公表などを行うことができます。

#### ◆求人不受理の対象となる場合とは？

①労働基準法および最低賃金法に関

する規定で、1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合や、②職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法に関する規定で、対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合⇒法違反の是正後6カ月経過するまで不受理となります。

## ～今月のことば～

厳然としてある歴史を自分たちの都合で平気で改変する、そんな神をも恐れぬことをやってのけるものの出現を、痛烈な風刺をもって描いたのが、G・オーウェルの長編小説『一九八四年』である。

ところが、敗戦直後の日本の子どもたちは、実際にそれを自分の手でやった。

いわゆる「黒塗り教科書」である。……

結果は何が生まれたのか。

自国の歴史を尊重しない国民ができた。歴史を抹消可能と考える国民ができた。それともう一つ、自国の歴史をまったく知らないで平気な国民ができた。いずれにせよ、ろくなことはないのである。

『昭和史残日録 戦後編』

『歴史と人生』

半藤一利 著

## ～事務所よりひとこと～

NHKの大河ドラマ「麒麟がくる」を毎週欠かさず観ています。

主人公の明智光秀の出身が今の岐阜県美濃地方と言われており、私も同じ出身なのでひいき目に見てしまうのですが、聞きなじんだ地名が出てくるので興味深く、光秀ゆかりの地が身近にあったことに今更驚かされます。ただ人物名と相関関係がなかなか頭に入ってこないのが悩みで、演じている俳優の名前で覚えてしまっている有り様です。せめてもと漫画「日本の歴史」やネット検索（この方法が良いか分かりませんが）で復習して

いますが、昔受験のために必死で暗記した時よりも楽しくドラマで勉強(?)させてもらっています。

明智光秀は「織田信長を暗殺した悪者」というイメージしか頭にありませんが、ドラマではそのイメージを覆すような描き方がされるのかどうか、今後の展開が楽しみです。(寺島)

### お知らせ

①令和2年3月(4月納付分)より健康保険料率に変更となります。

1000分の97.0

(本人負担分1000分の48.5)

・介護保険該当者

1000分の114.9

(本人負担分1000分の57.45)

随時、保険料案内を送付しておりますので、お手数ですが4月支払の給与より(当月控除の事業所は3月支払の給与より)保険料の変更をお願い致します。

②4月分給与より、高年齢被保険者の方も雇用保険料の対象となります。雇用保険料の控除をお願い致します。

③先月3月号に掲載した「時間外労働上限規制2020年4月から中小企業も適用に◆労働時間は減少傾向に」にあります毎月勤労統計の労働時間の結果は、パートタイム労働者(短時間労働者)も含めた労働時間です。

ご不明な点は、当事務所までお問い合わせください。